（記載上の注意）

１．「システムの概要」は、資金移動業者が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び店舗等）との接続関係の概要についても記載すること。

２．「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

４．為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

（別添２）

４．為替取引に係る業務の提供方法

⑴　為替取引の種類、提供方法

⑵　為替取引に係る指図の受付方法

⑶　為替取引に係る資金の受入方法

⑷　業務受託者等への送金情報の伝達方法

⑸　為替取引に係る資金の払出方法

（記載上の注意）

１．「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

２．「為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、法第51条の２の規定の観点から為替取引に係る指図を受付するか否かを確認する方法、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法についても記載すること。